

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2025年3月号 | No. 03/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

2024 年の PCT 出願

2024 年の PCT 出願は、2023 年比で 0.5% 増加し、合計出願件数は 273,900 件でした。中国が引き続き PCT 出願の最大ユーザであり、70,160 件が出願され (2023 年比で 0.9% 増)、続いてアメリカ合衆国 (米国) が 54,087 件 (2.8% 減) で第 2 位となりました。日本 (48,397 件で 1.2% 減)、韓国 (23,851 件で 7.1% 増)、ドイツ (16,721 件で 1.3% 減) が、2024 年もそれぞれ第 3 位、第 4 位と第 5 位を占めました。出願国上位 10 か国における 2024 年の PCT 全出願件数に対する各国のシェアの割合は、以下の通りです。

1.	中国	70,160	25.6%
2.	アメリカ合衆国	54,087	19.7%
3.	日本	48,397	17.7%
4.	韓国	23,851	8.7%
5.	ドイツ	16,721	6.1%
6.	フランス	8,125	3.0%
7.	英国	5,861	2.1%
8.	スイス	5,324	1.9%
9.	インド	4,552	1.7%
10.	オランダ	4,310	1.6%

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

上位 10 か国以下では、フィンランド (第 14 位) が PCT 出願において著しい成長 (2,004 件で 30.1%増) を見せました。

2023 年の出願件数との比較など、全ての国の出願件数に関する情報は、以下の WIPO プレスリリース PR/2025/934 のアネックス 1 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article_0003.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

なお、上記の合計出願件数と以下に公表されている出願の数値は、国際事務局では 2024 年に国内及び広域官庁に出願された全ての PCT 出願は受理していないため暫定値ですのでご注意ください。出願の確定した数値は、本年の後半に公表されます。

2024 年の PCT 出願公開件数については、中国に拠点を置く通信会社ファーウェイ・テクノロジーズが 8 年連続で PCT 出願人の首位を維持し、6,600 件の出願が公開され、次いで韓国のサムスン電子 (4,640 件)、米国のクアルコム (3,848 件)、韓国の LG エレクトロニクス (2,083 件) そして中国の寧徳時代新能源科技 (1,993 件) が続きました。上位 10 出願人のうち、サムスン電子が 2024 年に公開された PCT 出願件数において最も顕著な伸び (18.2%増) を記録し、上位 10 出願人以下では米国のハイテク企業大手の Apple (2023 年から 9 ランクアップ) と Google (2023 年から 5 ランクアップ) が上位 20 に入りました。上位 20 社のうち少なくとも 8 社が携帯電話と通信分野の企業となりました。

上位 10 出願人と当該出願人名での 2024 年の PCT 出願公開件数を列挙します。

1.	ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co., Ltd) (中国)	6,600
2.	サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (韓国)	4,640
3.	クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	3,848
4.	LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (韓国)	2,083
5.	寧徳時代新能源科技股分有限公司 (Contemporary Amperex Technology Co., Limited) (中国)	1,993
6.	BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,959
7.	三菱電機株式会社 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	1,956
8.	北京小米移動軟件有限公司 (Beijing Xiaomi Mobile Software Co., Ltd) (中国)	1,889
9.	エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) (スウェーデン)	1,886
10.	日本電信電話株式会社 (Nippon Telegraph and Telephone Corporation) (日本)	1,877

上位 50 PCT 出願人の一覧は、プレスリリースのアネックス 2 に公表されています。

教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以来 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持し、2024 年の PCT 出願公開件数は 519 件でした。

教育機関上位 10 では、米国から 6 大学、中国から 2 大学、韓国とシンガポールの各 1 大学が占めています。教育機関による PCT 出願に関するより詳細な情報は、プレスリリースのアネックス 3 をご参照下さい。

技術分野別の PCT 出願公開件数では、デジタル通信が、2019 年以来 PCT 出願公開件数のトップであったコンピュータ技術を上回り、2024 年では全体の 10.5% を占め首位になりました。コンピュータ技術 (9.7%)、電気機械 (8.6%)、医療技術 (6.5%)、計測 (4.4%) が続きました。2024 年では上位 10 の技術分野のうち 3 分野のみが伸びを記録し、デジタル通信 (9.9% 増) が急成長を見せ、電気機械 (7.9% 増) と輸送 (0.6% 増) が続きました。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリースのアネックス 4 をご参照下さい。

2024 年の出願件数の確定値の公表 (特許協力条約年次報告 2025 年版による) は、本年後半の PCT ニュースレターでお知らせします。

優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

日本国特許庁 (JPO)

JPO は 2025 年 4 月 1 日から、電子形式で提出される PCT 出願の提供庁としての運用を加え、DAS の参加の範囲を拡張する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。但し、出願人が出願時にその出願を当サービスに提供しないよう要請した場合を除きます。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=87>

スロバキア共和国産業財産庁

スロバキア共和国産業財産庁は、2025 年 7 月 1 日から、DAS の提供庁及び取得庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。DAS 提供庁としては、2025 年 7 月 1 日以降、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供しますが、出願人が当サービスに対して優先権書類を提供するよう明示的に要請した場合となります。DAS 取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2025 年 7 月 1 日までに満了していない出願を対象に、当サービスを通じて当該官庁が取得できる優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=156>

(訳者注: DAS に関する一般説明) PCT 出願人は、DAS を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、IB に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。このような請求を行うためのベストプラクティスは、ePCT 出願で DAS オプションを選択し IB に優先権書類を提供するか、出願後に ePCT の専用「アクション」機能を利用することです。ePCT で入力されたアクセスコードが DAS アクセスコードと一致すれば、優先権書類は自動的に IB の内部処理システムに提供されます。

なお、当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

DAS 参加庁に関する情報は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/

ISA 及び IPEA の取決めの最新/更新情報

日本国特許庁 (JPO)

日本国特許庁 (JPO) と 世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局との間で締結された取決めの改訂版が 2025 年 3 月 1 日から発効しました。当取決めは、特許協力条約に基づき国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) の国際調査機関としての JPO の役割に関するもので、以下のリンク先に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/agreements/ag-jp.pdf>

2025 年 3 月 19 日に発生した ePCT システムの断続的不通について

以下の期間中、ePCT システムに技術的問題が発生しました。

2025 年 3 月 19 日午前 11 時 45 分から 午後 5 時 20 分まで (中央ヨーロッパ時間)

当期間中、不測の事態に備えたサービスである ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービスが利用可能でした。

この不通により PCT 規則に定められた期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。但し、2023 年 11 月 16 日付の公示 (PCT 公報) (217 ページ以下参照) に掲載された IB の通知において公表された適用状況に従っていることが条件となります。

詳細は以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2025/news_0004.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規一方向 PCT-PPH 試行プログラム (国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) – 欧州特許庁 (EPO))

2025 年 3 月 1 日から、国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) と EPO 間で新規一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始しました。当試行プログラムでは、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) としての資格において EPO が作成した肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) に対し国内段階で早期審査の利用が可能となります。当試行プログラムを定める上記官庁間の取決めは、一方の官庁により特許性ありと判断された請求項に基づき、他方の官庁にて早期審査が可能となる二方向 PPH プログラムも含まれます。

上述した PCT-PPH の取決めに関する詳細は、以下のリンク先をご利用下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/02/a19.html>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述した情報を追加し更新されました。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT アップデート

IB: 国際事務局 (手数料表の修正)

PCT ニュースレター2025 年 1 月号と 2 月号に掲載された PCT 手数料表の表 I(a) において、受理官庁である国際事務局 (IB) に支払う送付手数料の米国ドルでの料金が誤って表示されていました。正しい料金は 117 米国ドルです。

IR: イラン・イスラム共和国 (手数料、国内段階移行の特別な要件)

PT: ポルトガル (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する情報)

SE: スウェーデン (手数料)

UY: ウルグアイ (管轄国際調査機関)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 4 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO)..... 米国ドル

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)..... 米国ドル

2025 年 5 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

国立産業財産機関 (ブラジル) スイスフラン、ユーロ

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、EA、RU) が更新されました)

実務アドバイス

PCT ニュースレター2025 年 2 月号の実務アドバイスの修正 (No. 02/2025)

上述した 2 月号 7 頁の実務アドバイス (訳者注: 日本語訳では 6 頁) に掲載された以下の文章の一部に誤りがあったため、削除しました (以下、誤った部分を訂正した形で記載しています)。

「但し、優先権の主張の補正の場合、国際事務局又は受理官庁が、期間が経過した後であって、様式 PCT/IB/111 を用いて優先権の主張が無効であるとみなされる旨を宣言する前（且つ、当該期間が経過した後 1 か月を超えない期間、）」

実務アドバイスは PCT ユーザにとって貴重な情報源であり、引き続き検索され参照されるため、提供される情報は可能な限り正確であることが重要です。そのため、この訂正を反映させるため原文を修正しました（訳者注：日本語訳は誤りのあった箇所を削除したものを発行しました）。

法人出願人の署名権者として行為すること

Q: 当法人はスペインに本社を置き、メキシコに子会社を持っています。国際調査機関 (ISA) の選択肢が広がることから、メキシコの受理官庁 (RO/MX) に子会社名義で出願予定であり、国際段階における全ての提出書類の管理と署名は社内の実務担当者に任せたいと考えています。PCT 願書 (様式 PCT/RO/101) では実務担当者をどのように表示したらいいのでしょうか？また、受理官庁としての WIPO 国際事務局 (RO/IB) に出願することに違いはありますか？

A: 資格を有する弁理士が法人の知的財産部に所属している場合、PCT 規則 90.1 に従い、PCT 願書の第 IV 欄 (代理人、共通の代表者又は通知のためのあて名) に代理人として記載することにより、その弁理士を特許代理人として表示することができます。但し、代理人として行為するためには、その社内弁理士は出願がなされる受理官庁に対し業として手続をとる権能を有する必要があります。出願を管理する社内弁理士が RO/MX に対し業として手続をとる権能を有しない場合、当弁理士は RO/MX に対し代理人として法人を代理することはできないため (PCT 規則 90.1)、願書の第 IV 欄に代理人として表示されるべきではありません。

RO/MX に対し業として手続をとる権能を有する代理人を選任する代わりに、社内手続により法人を代表する権限を与えられた実務担当者は、同法人の署名権者として行為することが可能です。RO/MX を含むほとんどの受理官庁は、国際段階で出願人が代理人によって代理されることは要求しておらず、署名権者であれば、法人に代わって出願や取下げの通知を含む中間書類に署名することができます。

署名権者は、関係する RO に対し業として手続をとる権能を有する必要はありません。とはいえ、受理官庁、国際調査機関や国内段階移行する可能性のある指定官庁に対する関連手続に詳しい者に出願を管理してもらうことは有益となり得ます。

この場合、PCT 出願の願書に記入する際、第 IV 欄に署名権者を代理人又は共通の代表者として表示しないで下さい (彼らを通知のためのあて名として記載することは可能ですが、これは法人を代表して署名する権限を与えるものではありません)。同じように、ePCT や他の対応する電子出願システムを使用する場合でも「代理人」オプションを選択しないことです。代わりに第 X 欄の署名の横に署名者の氏名をはっきりと記載し、それが法人を「代表して署名された」ものであることを明確にし、法人名を記載して下さい。RO/IB に出願する場合、ePCT にはドロップダウンボックスがあり、そこに法人出願人を代表して署名する者がその権限を有している旨を記載することができます。代理人の選任とは異なり委任状は不要で、通常の場合下では法人出願人に代わって署名する権限に関する証拠は要求されません (受理官庁ガイドライン 127 項)。

RO/IB に国際出願する場合、RO/IB に対する代理人として行為する権利は、PCT 規則 83.1 の 2 により規定されており、特定の PCT 出願のための代理人として行為する権利を出願人の国籍や居所と結びつけています。これにより国籍や居所が異なる出願人がいれば代理人の選択肢が広がります。例えばこの

実務アドバイスのケースで、社内弁理士が RO/MX に対し業として手続をとる権能を有しないが、スペイン受理官庁に対し業として手続をとる権能を有する場合、スペインに本社を置く親会社も出願人であれば、その社内弁理士を RO/IB に対する代理人として表示することができます。

但し、法人出願人が受理官庁に対し業として手続をとる権能を有しない者を「代理人」として表示した場合、受理官庁は職権でその表示を「通知のためのあて名」へ変更することが可能な点にご留意下さい (PCT 規則 4.4(d))。この「通知のためのあて名」として表示された者は、出願人の代わりにあらゆる通信を受け取ることができますが、出願人に代わって行為する権能は有しません。通知のためのあて名として行為する者が作成した出願又は中間書類は、出願人 (若しくは法人出願人の署名権者) による署名が必要となります。詳細は、PCT ニュースレターの以下の号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

- “Indicating an address for correspondence where a person is not entitled to represent the applicant before the receiving Office” (04/2015)

https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_042015.html

(訳者注: 日本語版「受理官庁に対して出願人を代理する資格がない場合の通知のためのあて名の表示」(2015 年 4 月号)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=31)

- “Where an applicant can file a PCT application and who is entitled to act as agent” (02/2024)

https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_022024.html

(訳者注: 日本語版「出願人が PCT 出願を行える出願先と代理人資格者」(2024 年 2 月号)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2024/newslett_2024.pdf#page=15)